

社会福祉法人慶生会
慶生会リハ b y デイ諸福

指定通所介護〔指定介護予防通所介護〕事業運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人慶生会（以下「本会」という。）が設置する慶生会リハ b y デイ諸福（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護〔指定介護予防通所介護〕事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保する為に、必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の生活相談員及び看護職員、介護職員、機能訓練指導員（以下「通所介護〔介護予防通所介護〕従事者」という。）が、要介護状態〔要支援状態〕の利用者に対し、適切な指定通所介護〔指定介護予防通所介護〕を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定通所介護の提供にあたって、要介護状態の利用者に可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む事ができるよう、さらに、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練の介護その他必要な援助を行なう。

指定通所介護予防通所介護の提供にあたって、要支援状態の利用者に限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行なうことにより、要支援者の心身機能の回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

- 2 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行なうものとする。
- 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 4 事業の実施にあたっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健・医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努める。
- 5 指定通所介護〔指定介護予防通所介護〕の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行なうとともに、居宅介護支援事業者へ情報の提供を行なう。
- 6 前5項のほか、「大阪府指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成24年大阪府条例第115号）、〔「大阪府指定介護予防サービス事業者の指定並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」（平成24年大阪府条例第116号）〕に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 慶生会リハ b y デイ諸福
- (2) 所在地 大東市諸福1丁目13番6号

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 本事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1名 (常勤職員、生活相談員と兼務)

管理者は、従業者及び業務の実施状況の把握、その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定通所介護〔指定介護予防通所介護〕の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項について指揮命令を行う。

(2) 通所介護従業者

生活相談員 1名 (管理者と兼務1名)

看護職員 1名 (兼務1名)

介護職員 12名 (常勤5名、非常勤7名)

機能訓練指導員 2名 (常勤1名、兼務1名)

通所介護従事者は、指定通所介護〔指定介護予防通所介護〕の業務に当たる。

生活相談員は、事業所に対する指定通所介護〔指定介護予防通所介護〕の利用の申し込みに係る調整、他の通所介護従事者に対する相談助言及び技術指導を行い、また、他の従事者と協力して通所介護計画の作成等を行う。

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日 (祝日を含む) までとする。但し、1/1～1/3は除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(3) サービス提供時間 午前9時00分から午後5時00分まで

(4) 延長サービス可能時間帯 提供後 午後5時00分から午後7時00分までとする。

(指定通所介護の利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、次のとおりとする。

(1) 39名

(指定通所介護〔指定介護予防通所介護〕の内容)

第7条 指定通所介護〔指定介護予防通所介護〕の内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行なうものとする。

①入浴サービス

②給食サービス

③生活指導 (相談、援助等)、レクリエーション

④機能訓練

⑤健康チェック

⑥送迎

⑦アクティビティなど

(利用料等)

第8条 指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いをうけるものとする。

なお、法令代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額に算定する基準（平成12年2月10日厚生労働省告示第19号）によるものとする。

2 指定介護予防通所介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いをうけるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省告示第127号）によるものとする。

3 次条に定める通常の実施地域を越えて送迎を行った場合は、片道 1,000円を徴収する。

4 食材料費については、1食につき 610円を徴収する。

5 おむつ代については、実費を徴収する。

6 その他、指定通所介護〔指定介護予防通所介護〕において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用については、実費を徴収する。

7 前6項の利用料等の支払いを受けたときは、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。

8 指定通所介護〔指定介護予防通所介護〕の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の費用の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受ける。

9 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

9 法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護〔指定介護予防通所介護〕に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定通所介護〔指定介護予防通所介護〕の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

(通常の実施地域)

第9条 通常の実施地域は、大東市、大阪市鶴見区、門真市、東大阪市の区域とする。

(衛生管理等)

第10条 利用者の使用する施設、食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じる。

2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるとともに、必要に応じ保健所の助言、指導を求める。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第11条 利用者は、指定通所介護〔指定介護予防通所介護〕の提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を通所介護従事者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

(緊急時等における対応方法)

- 第12条 指定通所介護〔指定介護予防通所介護〕の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じる。
- 2 利用者に対する指定通所介護〔指定介護予防通所介護〕の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 3 利用者に対する指定通所介護〔指定介護予防通所介護〕の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、賠償責任の範囲において、速やかに損害賠償を行う。

(非常災害対策)

- 第13条 非常災害に備えて、消防計画、風水害や地震等に対処する計画を作成し、防火管理者又は責任者を定め、年1回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(苦情処理)

- 第14条 指定通所介護〔指定介護予防通所介護〕の提供に係る利用者又は家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じる。
- 2 本事業所は、提供した指定通所介護〔指定介護予防通所介護〕に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 3 本事業所は、提供した指定通所介護〔指定介護予防通所介護〕に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(個人情報)

- 第15条 本事業所は、利用者の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係従事者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(高齢者虐待防止)

- 第16条 本事業所は、利用者等の人権の擁護及び身体拘束を含む虐待の防止等のために、研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や知識・技術の向上に努めるとともに、通所介護計画に基づき、適切な援助の実施に努めます。
- 2 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備、従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。また、その他虐待防止のために必要な措置を講じます。

- 3 本事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（その他運営に関する留意事項）

第17条 本事業所は、従業者の資質向上を図るために研修の機会を設け、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

（1）採用時研修 採用後1ヶ月以内

（2）継続研修 年2回

（3）外部研修 適宜

- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 本事業所は、通所介護に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人慶生会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成19年09月01日から施行する。

この規程は、平成20年03月01日より一部改正する。

この規程は、平成21年12月01日より一部改正する。

この規定は、平成22年04月01日より一部改正する。

この規定は、平成22年12月01日より一部改正する。

この規定は、平成23年04月01日より一部改正する。

この規定は、平成23年12月01日より一部改正する。

この規定は、平成24年02月01日より一部改正する。

この規定は、平成24年03月01日より一部改正する。

この規定は、平成24年04月01日より一部改正する。

この規定は、平成25年01月01日より一部改正する。

この規定は、平成25年04月01日より一部改正する。

この規定は、平成26年04月01日より一部改正する。

この規定は、平成28年05月01日より一部改正する。

この規定は、平成28年08月01日より一部改正する。

この規定は、令和1年09月01日より一部改正する。

この規定は、令和6年11月01日より一部改正する。